

教育委員会会議録

開会の日時	平成29年7月20日 午後7時00分
閉会の日時	平成29年7月20日 午後7時56分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 中居 信明 教育委員 松田 丈輔・田口 昇・山田 やす子・中西 康裕
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・中居 信明
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 坂本 進 学校教育部長 橘 泰平 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 倉世古 和人 学校教育課長 植村 法文 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 学校教育課副参事 藤原 成枝 学校教育課副参事 籠谷 芳行 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 前村 忍
会議に付した事件	議案第60号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について 議案第61号 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について 議案第62号 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について 議案第63号 平成30年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書採択について 議案第64号 奨学生の決定について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、中居委員を指名

会議に付する案件

議案第 60 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

議案第 61 号 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について

議案第 62 号 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について

議案第 63 号 平成 30 年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について

議案第 64 号 奨学生の決定について

議案第 64 号は個人情報に関することであるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に、私から報告をさせていただきます。

6 月議会が 12 日に閉会いたしました。一般質問の概要を報告いたしますと、黒木議員から同和教育に関して、昭和 61 年に出された地域改善対策協議会基本問題検討部会の報告書というものがあるのですが、それ以降の学校の同和教育はどのようにされてきたかという質問がありましたので、伊勢市の小中学校においては、保護者等の理解を得ながら各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じて同和教育を進めているところだと答弁し、また教育集会所の活動についても質問がありましたので、活動については児童生徒から参加を募り、自主的な活動となるよう努めていますと答えました。

また、議案の関係では、教育委員会でご承認いただきました、補正予算の就学援助の国に合わせた増額が承認され、豊浜・北浜中学校（仮称）の建設工事、そのうち校舎・屋内運動場の建築工事、電気設備機械工事の請負契約について、条例関係では、教育研究所の附属機関条例の一部改正について、が承認されましたのでご報告いたします。

昨日、伊勢市 PTA 連合会との懇談会がありました。小学校 2 校・中学校 2 校から質問があり、市長と私と各課の課長とが説明をして参りました。

また、小中学校におきましては 18 日から倉田山中学校と伊勢宮川中学校が夏季休業に入りました。他の小中学校については、21 日からが一番多い状況です。各小中学校とも空調整備を完備していただきましたので、8 月いっぱいまで夏休みにしているのは、小学校 20 校。中学校につきましては、一番早いのが 8 月 28 日で 7 校、その他の中学校は 8 月中に授業を開始するということになっております。

また、これまで大きな交通事故や事件は報告されておりませんが、夏休み中も大きな事故等のないように夏休み前の集会等で、児童生徒への指導を徹底す

るよう、先日の小中校長会で依頼をしたところです。

以上、報告をさせていただきました。

教育長

それでは、議事に入ります。「議案第 60 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、伊勢市小俣総合体育館及び大仏山公園スポーツセンターに指定管理者制度を導入することに伴い、関連する様式を削除するもののほか、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

議案第 60 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

この改正は、6 月教育委員会でご承認いただいた伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの 2 施設の指定管理者制度導入に係る伊勢市体育施設条例の一部改正が 6 月市議会において承認されましたので、関連する規則について改正するものと、その他、様式等を整理するためのものでございます。

今回の改正は、指定管理者による管理が始まる平成 30 年 4 月 1 日から施行するものと、その他、所要の整理を早々に行う必要があるものがございまして、それぞれを第 1 条、第 2 条で分けて改正をいたします。

2 ページをご覧ください。

まず、第 1 条の改正は、今年 8 月 1 日から改正しようとするものでございます。内容は、二見体育館施設等の使用許可申請書の様式第 1 号（その 3）と、その許可書である様式第 2 号（その 2）を変更するものです。

その内容は、12 ページから 15 ページに改正前と改正後の内容として記載しておりますのでご高覧ください。

変更理由と致しましては、申請書の様式であるため、「申込」の文言を申請書に合わせ「申請」に変更するとともに、申請書に記載のあるテニスコートの種類が、現在、オムニコートのみ 1 種類となっておりますので、オムニの文言を削除しようとするものです。

次に 6 ページをご覧ください。

第 2 条の改正では、伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセ

センターの2施設について指定管理者制度を導入するにあたり、関連する規則を改正しようとするものです。

これについては、指定管理者制度の導入予定である来年平成30年4月1日から施行するもので、「使用する」の表現を「利用する」に改めるとともに、申請書の提出期間を他の施設と合わせ、申請書提出期間の締切日を15日前から当日までに変更するものです。

また、今回の指定管理者制度導入に伴い、2施設の申請書と許可書の様式も他の体育施設と同一にするため、現行の様式を削除するとともに、すでに内容が削除されている項目番号も、整理するものです。

以上、伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がないようですので、採決を採ります。

議案第60号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第60号「伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第61号 伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

25ページをご覧ください。

これは、伊勢市小俣総合体育館及び大仏山公園スポーツセンターに指定管理者制度を導入するにあたり、伊勢市体育施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしく

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

26 ページをご覧ください。

この規則の制定につきましては、伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの2施設について、6月市議会において、指定管理者制度を導入するための体育施設条例の一部改正案が承認されましたので、6月の教育委員会でも少し概要をご説明申し上げました選定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるための規則を制定いたしたくご審議いただくものです。

次に規則の概要についてご説明申し上げます。

第1条の設置では、指定管理者制度の対象となる2施設を記載しています。

第2条で委員会組織の人数、第3条で委員長と副委員長の選出方法と職務について、第4条から第6条まで、それぞれ、会議、庶務、委任について定めております。

以上、伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について、ご説明申し上げました。ご審議賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問が無ければ、採決を採りたいと思います。

議案第61号「伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第61号「伊勢市体育施設指定管理者選定委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、「議案第62号 伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

28 ページをご覧ください。

これは、伊勢市附属機関条例の一部改正に伴い、伊勢市教育用コンピュータ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育研究所から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育研究所長

29 ページをご覧ください。

この規則の制定につきましては、6 月市議会において、伊勢市附属機関条例の一部改正案について承認されたことを受けて提案させていただきます。

6 月の教育委員会でも概要をご説明申し上げました、伊勢市教育用コンピュータ調査委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるための規則を制定いたしたく、ご審議いただくものです。

次に規則の概要について、ご説明申し上げます。

第 1 条では、委員会設置の趣旨について、第 2 条では、委員長と副委員長の選出方法と職務について、第 3 条から第 6 条まで、それぞれ、会議、庶務、委任について定めておりますので、ご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、教育研究所から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問が無いようですので、採決を採りたいと思います。

議案第 62 号「伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 62 号「伊勢市教育用コンピュータ調査委員会規則の制定について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、「議案第 63 号 平成 30 年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

31 ページをご覧ください。

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づき設置された、伊勢度会採択地区協議会の選定結果を受け、教育委員会において採択決定を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

それでは、昨日 7 月 19 日に開催されました第 2 回伊勢度会採択地区協議会の選定結果につきましてご説明申し上げます。本日、資料として教科書採択に関わる根拠法令の抜粋を机上に配付させていただいております。

採択地区協議会では、関係市町から推薦いただいた教員・保護者代表からなる 6 名の調査員により調査を実施し、その結果について、調査員の代表から報告がございました。

調査結果にもとづき、採択地区協議会で協議し、平成 30 年度から伊勢度会地区で使用すべき「特別の教科 道徳」の教科書が決定されました。特に採択すべしと決定された教科書を中心に採択理由等をご説明申し上げます。

なお、調査をしていただきました教科用図書の発行者名は、1 にありますとおり、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの 8 社でございます。

今回採択するにふさわしいと伊勢度会採択地区協議会におきまして決定されました発行者は、2 にありますとおり「光文書院」でございます。

それでは、採択の主な理由などにつきましてご説明申し上げます。

調査にあたっては、調査実施項目の観点に沿って、また、教科用図書展示会でのアンケートなどの資料を参考にしながら、詳細に検討がなされました。その結果、各社とも今回の学習指導要領の目標や内容に沿って、創意工夫をこらして編集されております。その中でも採択地区協議会では、「光文書院」の教科書をもっともふさわしいといたしました。

その主な理由はとしましては、問題意識・課題意識をもって主体的に学習を進め、友だちとの対話や議論を通して、道徳性を養うことができる教科書であるという点、考える時間を十分にとることができるよう子ども達の発達段階に応じた文章量で構成され、児童が様々な視点から物事を理解し、多面的・多角的に考えることができる内容になっている点などから、総合的に判断しての結果でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の予定でございますが、教育委員会で採択されましたら、採択協

議会及び県教育委員会に結果を報告をいたします。学校へは、採択協議会より通知がありましたら、連絡をいたします。また、傍聴に来ていただいている方も含めましてのことでございますが、採択状況等の情報につきましては、9月1日以降に公表されることとなっておりますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A委員

今回採択された教科書の使用期間は、今後どれくらいの期間になりますか。

学校教育課副参事

本来ですと一度採択されました教科書は4年間使用することとなっております。ただし、今回、平成32年度に新学習指導要領が本格実施となるため、その前年度に、小学校の教科書が採択されることとなります。その時にもう一度採択があるのかどうかということが、県に問い合わせたところ、また未定ということでございます。ですので、今回の教科書が法令どおり4年となるか、変わるかという辺りは、未定というふうに聞いております。

教育長

4年間ということですか。

学校教育課副参事

本来は4年間です。

教育長

委員、よろしいですか。

A委員

はい。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

B委員

教育委員の皆さんと共に、この8社の教科書を全て見せていただいて、採択の協議会のなかで議論されてきた、今の報告のとおり採択については決定をし

ていただいたのですが、要望も含めてですけれども、明確に教科書という形で道徳が採用になりましたので、その意味では、全ての学校での教職員の方々の教えるベクトルを合せていただけるような方法を具体的に実行していただきたいというふうに思います。

中身については、非常に子どもたちが自主的に考えるということを重んじて教科書の採択をされたと思いますので、その意味では子どもたちと一緒に道徳を身につけていただけるような、子どもたちが身につけられるような方法をきちんと取っていただけるように、教育委員会としてもバックアップをしていただきたいと思います。

学校教育課長

本年度、道徳教育推進教師の研修会を予定しておりますので、その中でも、今、委員がおっしゃっていただいた内容も含めてその研修会の概要も考えて参りたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 63 号「平成 30 年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」は、伊勢度会採択地区協議会において選定された「光文書院」発行の教科書を採択することでご異議はございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 63 号「平成 30 年度使用小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について」は、「光文書院」発行の教科書を採択することに決定をいたしました。

教育長

続きまして、「議案第 64 号 奨学生の決定について」を議題といたします。

傍聴人の方は、恐れ入りますが、ご退室いただきますようお願いいたします。

〔傍聴人 退室〕

教育長

では、改めまして、「議案第 64 号 奨学生の決定について」を議題といたします。

(以下、審議内容については非公開)

(原案どおり承認)

教育長

総務課長、傍聴人が見えるかどうか、確認してください。

教育総務課長

いらっしゃいません。

教育長

それでは、以上で本日の審査案件はすべて終了いたしました。

ここで、前回の教育委員会でご協議いただき、一部修正箇所を除いてご承認をいただきました「議案第 55 号 平成 29 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」ですが、委員の皆さんから出していただきました意見を反映し、修正をいたしましたので、その部分についてご協議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、教育総務課から説明を行います。

教育総務課長

平成 29 年 6 月 22 日開催教育委員会における一部継続審議事項をご高覧ください。

6 月定例教育委員会においてご審議いただきました「議案第 55 号 平成 29 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について」でございますが、報告書の記載内容について委員からのご指摘をいただき、加筆訂正することで、その他の部分についてご承認をいただきました。

このたび、ご指摘のございました 2 つの項目について、担当課により加筆訂正をさせていただきましたので、ご報告いたします。

お手元の修正後の資料をご高覧ください。

加筆訂正の部分には、二重下線を引いてあります。

まず、28 ページ施策目標②郷土を愛する心を育てる学校づくりでございますが、改善措置状況の部分で、「社会科副読本作成委員会」と記載しておりましたが誤りがございましたので、「社会科副読本資料作成委員会」に訂正いたしました。

29 ページ自己評価、今後の課題と取組については、委員からご質問をいただき説明をさせていただいたところでございますが、ご指摘のとおり報告書の記載内容が不十分であったことから加筆いたしました。

次に、32 ページ基本施策 4 これからの学校、施策目標①よりよい学習環境を求めてでございます。

③の ICT 支援員の更なる増員の部分でございますが、指摘事項を反映しての措置状況の記載といたしました。

また、自己評価の部分でパソコン整備率が目標未達成となった理由のほか、パソコンに関する記載方法等を見直し、今後の課題と取組の部分でパソコンをPCと表記しておりましたので、その部分を訂正するとともに、ICT支援員の増員をしたことによるこれからの取り組みについて加筆いたしました。

本日、ご確認いただきました後、この部分を差替えた報告書をもって点検・評価を受けたいと考えております。

なお、本年度の点検評価は、8月2日水曜日、昨年度に引き続き皇學館大学教育学部の子孫教授と井上准教授にお願いをさせていただいたところです。

以上、平成29年6月22日開催教育委員会における一部継続審議事項について、ご説明させていただきました。何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、説明がありました件につきまして修正箇所の読み上げは、よろしいですか。大丈夫ですか。

委員

はい。

教育長

前回、ご指摘いただきましたところをかなり加筆させていただきました。

まず一つ目が、郷土を愛する心を育てる学校づくりのところで、中心的な裏面の自己評価の部分であったと思います。前回、2行から3行であったところがかなりか加筆をされております。ご確認をお願いします。

コンピュータのICT支援員のところですが、35ページの③、④のところ、それから自己評価の部分でコンピュータ整備の話、タブレットの話、この辺が加筆をされました。

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

追加の説明がありますか。

教育研究所長

前回の教育委員会でのご指摘いただいた箇所を、加除・修正させていただいたものをご覧いただいておりますが、特に36ページ、今後の課題と取組というところで、1点補足をさせていただきます。

今年度、昨年度の要望がとおりましたICT支援員の1名増員をしていただきました。それに伴い、派遣校数を増やすことができました。昨年度の実績としまして、市内の小中学校を合わせて16校の配置でございましたが、今年度1名増にさせていただいたことで、27校に派遣をすることができております。

今年度、特に条件といたしましてICT支援員を配置させていただいた学校でICT活用に係る校内研修会を行うこととさせていただきます。

ので、更に各学校の教員のICT活用のスキルも高まってきたというふうに捉えております。

以上、補足でございます。

教育長

それでは、ご質問よろしいでしょうか。

教育長

ほかに、ご質問がなければ、「議案第55号 平成29年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」の修正につきましては、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第55号 平成29年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について」は、今回修正した部分を差替えた上で、点検・評価を受けることといたします。

この案件については、これで終了とさせていただきます。

教育長

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。